

外部評価報告書  
(2016年度実施)

学習院大学法科大学院

## 目次

外部評価報告書の公表にあたって . . . . .	1
外部評価委員名簿 . . . . .	2
外部評価スケジュール . . . . .	3
＜評価報告書＞	
総合評価 . . . . .	4
各委員の評価	
高橋 宏志 . . . . .	6
白木 勇 . . . . .	12
小林 俊夫 . . . . .	18
外部評価を受けて . . . . .	25

## 外部評価報告書の公表にあたって

学習院大学専門職大学院法務研究科（以下「本法科大学院」という。）は、自己点検・評価委員会を組織し、教育活動及び研究活動の両面にわたり総合的に点検評価を実施し、改善を要すると思われる点を発見した場合には、関連委員会や教授会で迅速に議論し、改善を図ることとしてきた。こうした自己点検評価の活動に関しては、5年を一周期として、教育活動及び研究活動の質を保証するための仕組みを構築し、運営してきたところである。具体的には、自己評価書の作成、外部者による点検評価（以下「外部評価」という。）の実施、大学評価・学位授与機構による認証評価の3段階からなる保証システムである。これに従い、2016年3月には、「2015年度学習院大学法科大学院自己評価書」（以下「自己評価書」という。）をとりまとめたところである。組織運営に関する透明性を確保し、社会に対する説明責務を果たす観点から、自己評価書の内容は、本法科大学院のホームページにおいて掲載した。2016年10月には、自己報告書を主な点検資料として、3名の外部有識者に委託して、外部評価を実施した。本書は、この外部評価の結果をとりまとめ、その内容を公表するものである。

法科大学院制度は志願者の大幅な減少を受け、多くの法科大学院が募集停止になるなど、きわめて厳しい状況に置かれている。社会から法科大学院に対して寄せられる厳しい批判・意見に対しては、法科大学院教育にあたる者は謙虚に耳を傾け、誠実に対応することが望まれるところである。同時に、法曹養成機関としての社会的使命を強く認識し、教育内容の絶えざる精査、充実を図り、学生や社会の期待に応えていくことが肝要である。この外部評価報告書は、本法科大学院の特色と優れた点はどこにあるか、また、改善を要する点は何かなどを客観的かつ公正な視点から具体的に指摘したものであり、本法科大学院が絶えざる変革を進める上で、指標とすべき性格のものである。

ご多用であるにもかかわらず、本法科大学院の外部評価委員をお引き受けいただき、自己評価書の分析・調査と訪問調査、さらには外部評価報告書の執筆に貴重な時間と労力を割いてくださった3名の外部評価委員の方々に、心より感謝の意を表する次第である。

2017年3月

法務研究科長 大橋 洋一

## 外部評価委員名簿

委員長	高	橋	宏	志	中央大学法科大学院教授
委員	白	木		勇	元最高裁判所判事
委員	小	林	俊	夫	弁護士

## 2016年度 外部評価訪問調査日程

2016年10月24日(月)13:00～17:15

### スケジュール

時間	内容	場所
13:00～13:30	外部評価委員打ち合わせ	中央教育研究棟 11階小会議室
13:40～14:40	教員との面談	中央教育研究棟 11階多目的室
14:50～16:00	授業参観/「民事訴訟法入門2」稲田龍樹教授	西2号館504教室
	施設見学/模擬法廷教室	西2号館502教室
	授業参観/「労働法演習」橋本陽子教授	中央教育研究棟 10階1011室
	施設見学/自習室	中央教育研究棟9階
	施設見学/法経図書センター	東2号館
16:20～16:50	学生との面談	中央教育研究棟 11階多目的室
17:00～17:15	結果説明・意見聴取等	中央教育研究棟 11階多目的室

外部評価委員長 高橋宏志  
外部評価委員 白木勇  
外部評価委員 小林俊夫

## 外部評価報告書（総合評価）

### 第一 はじめに

我々3名、すなわち裁判官経験者の白木勇、他大学法科大学院教員の高橋宏志、弁護士の小林俊夫は、学習院大学法科大学院〔以下、本法科大学院と呼ぶ。〕の委嘱を受け、外部評価を実施した。用いた資料は、事前に送付された2015（平成27）年度学習院大学法科大学院自己評価書〔以下、自己評価書と呼ぶ。〕、平成28年度（2016年度）法科大学院履修要覧法科大学院シラバス、外部評価報告書（2011年度実施）、法科大学院ガイドvol.1～vol.7（2014年～2016年）と当日10月24日（月）に配布された学習院大学法学部・経済学部図書センターリーフレット、授業「法文書作成指導3、4」の教材、授業「民事訴訟法入門2」の第6回教材、授業「労働法演習」の10月24日分教材、教員との面談出席者リスト（9名）、学生との面談出席者リスト（6名）、結果説明出席者リスト（10名）である。また、教員との面談（1時間）、学生との面談（30分の予定のところ40分超）、稲田教授の「民事訴訟法入門2」と橋本教授の「労働法演習」の授業参観（各10分前後）、模擬法廷教室・学生の自習室・法経図書センター等の見学も実施した。なお、当日の打合せにおいて、法科大学院の事情に通じているという理由で高橋宏志が委員長に互選された。

以上、限定された資料・見聞に基づくものであり、大学改革支援・学位授与機構による認証評価のような本格的な評価ではない。しかしながら、その限定の下に、我々3名は真摯に評価をしたと考えるものであり、以下の意見を述べることとする。

### 第二 本法科大学院の評価

結論として、本法科大学院は司法制度改革審議会が法科大学院制度を創設した意味を深く理解し、その趣旨に則って適切に運営されていると評価する。しかしながら、優秀な学生を集めるという点には、なお課題がある。

本法科大学院は、少人数の学生に丁寧な教育を施すことを理念としており、この理念は学生にも周知されている。そして、教師陣には一流の研究者・実務家を擁し、各教員が熱心に教育に携わっていると評価することができる（稲田教授の「民事訴訟法入門2」・橋本教授の「労働法演習」の授業参観、学生との面談、法科大学院ガイドにおける修了生の経験談、等）。学生も、いたずらに司法試験合格のみを目的としたいわゆる受験技術の習得に流れるのではなく、法的に考え表現することを目指して学習していると見受けられる（学生との面談、法科大学院ガイドにおける修了生の経験談）。学生の自習室、ロッカー、図書館等の施設・設備も、都心の法科大学院としては珍しいほど恵まれている。授業料免除・

奨学金も、一応の水準にあり、緑あふれるキャンパス全体も、よい雰囲気醸し出している。事実、本法科大学院は、文部科学省の平成 27 年度（2015 年度）の分類（公的支援の見直しの更なる強化策における各法科大学院の平成 27 年度類型）では、第一類型（トップ 13 校、うち私立 5 校）に分類されている。この分類に過度にこだわるべきではないであろうが、対外的にも高い評価を受けていることの証左とはなるであろう。

しかしながら、当初の平成 16 年度（2004 年度）は、法学既修者の修了生 50 名中 30 名が司法試験に合格するという好成績を司法試験で示したが、平成 22 年度（2010 年度）以降は合格者が 2 桁を越えておらず、司法試験合格において必ずしもよい結果を残していない。この司法試験合格率の低下がおそらく主たる要因となつて、学生の入学も 2012 年度（平成 24 年度）以降、入学者が定員を割る事態となっている。たとえば、平成 27 年度（2015 年度）の法学既修者の定員は 24 名であるところ、入学者は 13 名である。ここに本法科大学院の課題がある。とはいえ、この課題の克服は、一法科大学院の努力だけでなしうるものでもない。法科大学院ひいては法曹への志願者が、法科大学院発足当初の状況に比して、激減しているからである。法科大学院への志願者の激減は、当初喧伝された 7 割ないし 8 割という司法試験合格率が法科大学院の大量設置により現実でなくなったこと、日本弁護士連合会会長自身が、司法修習生への給費制復活のためではあるものの、弁護士貧乏論を強力に展開したこと、それと呼応してマスコミが司法研修所修了直後の若手弁護士の就職難を盛んに報道したこと、等々が複合した結果であり、一法科大学院が左右できるものではない。その中であつて、本法科大学院は、入試説明会の多数開催、法科大学院ガイドの発刊やウェブサイトでの説明強化、入試制度の多様化、入試の複数回実施、学生への経済的支援の確立等の対策を講じており、決して座していたわけではないけれども、優秀な学生の確保にはなお成功しているとは言えない。とはいえ、我々外部評価委員にも優秀な学生の確保に妙案があるわけではなく、これは教育の本質がそうであるように、地道な努力を継続していく以外に方策はないであろう。

### 第三 まとめ

本法科大学院の教育研究活動の現状については、優秀な学生の確保に難はないではないが、概ね良好・適正と認められる。今後、我々の外部評価、その他の認証評価での助言のうち採るべきものを採り入れ、質の高い法曹の育成にさらに邁進していかれることを期待する。

## 外部評価報告書

外部評価委員 高橋宏志

中央大学法科大学院教授

報告書には特に決まった書式があるわけではないということであるので、私は、自己評価書の章立てに即して意見を述べることにする。

### 第1章 本法科大学院の理念及び目的

自己評価書では、「社会に貢献しようという志と責任感を育み、法曹として必要な資質を磨くことを教育上の最重要目標としてきた」（自己評価書1頁）とあるが、これはやや抽象的であり、学生との面談から推しても学生に浸透しているとは言い難い。教員との面談では、少人数で丁寧な教育ということが理念・目的だと語られたが、これは学生にも浸透しており本法科大学院の特色だとみることができる。

ただし、少人数で丁寧な教育は他の小規模法科大学院も標榜するところであり、特色としての色彩はやや薄くなるであろう。文部科学省がアドミッション・ポリシーの確立・周知を指導していることもあり、他の法科大学院では、たとえば、地域社会に貢献する、キリスト教精神に基づく奉仕活動に従事する等々のより具体化した理念は掲げることもある。ただし、この種の具体的な理念は、ややもすると単なるスローガンに墮すことがあり、本法科大学院がスローガンを掲げないのは、むしろ堅実な校風の表われであり、積極的に評価すべきところであろう。

私も他の法科大学院で教鞭を執る身であるので、その眼から本法科大学院を見ると、一流の研究者、一流の実務家を教員としていることが大きな特色だと映る。一流の研究者、一流の実務家は、経験上、優秀な教員である。しかし、残念ながら、学生との面談で応対した学生は、それを本学の特色だとは認識していない。ただし、冊子『法科大学院ガイド』では強く打ち出されており、それに言及する修了生の声も多い。周知はされていると評価できるが、単に一流の研究者、一流の実務家と言うだけでは他の法科大学院も述べていることであり、より具体的に日本私法学会元理事長であるとか、著名な著書の執筆者であるとかを掲げることも考えられないではない。しかし、この点も、掲げすぎると品位を汚すこととなり、控えめに語るということも本法科大学院の堅実な校風として評価すべきところであろう。

自己評価書2頁に言う「決して新司法試験に合格するための技術を身につけさせるような場ではないことを、繰り返し機会を捉えて周知徹底している」は、私も法科大学院教員として大いに共感するところである。法科大学院の教育目的は、司法試験の合格ではなく、実務に入った後により働きをする法曹の育成にある。ただし、学生面談でこの点に触れると、驚いた表情を見せる学生が大半であった。在学生への周知は、やや低いということだ

あろうか。あるいは、司法試験合格が法科大学院の目的ではないという私の発言・表現を、面談した学生が誤解したのかもしれない。(ちなみに、旧司法試験終了後は、新司法試験とは言わない。単に司法試験でよい。)

## 第2章 教育の内容及び方法

第1章 本法科大学院の理念及び目的での記述と重なるが、本法科大学院は「企業法務から一般民事、刑事事件に至る幅広い領域で活躍することが期待でき、また、弁護士、裁判官、検察官のいずれとしてもその職責を十分に果たすことができるオールラウンドな能力の涵養に力点を置いてきた」という(自己評価書1頁)。この教育方針に異論はないが、しかし、多少総花的な嫌いはある。ちなみに、裁判官に任官した修了生はいないという。

教育方針としては、「法律基本科目を中心に丁寧に時間をかけて個々の学生の能力向上に努めていく」とあり(自己評価書2頁)、これは実践していると見受けられる。教育課程も、法律基本科目を3年次に移す等の変更を行なったという(自己評価書7頁)。法律基本科目にウェートを置くことは、実情との関係で時宜にかなっていると肯定的に評価することができる。

また、教育方針として「法的思考力を鍛え、書く力、話す力を身につけることが重要であるといった観点から、教育を実施している」(自己評価書1頁)ということであり、これが「法文書作成指導」(自己評価書3頁)に具体化しており、本法科大学院の注目すべき特色となっている。「文書の作成のために判例・文献を調査し、読み込む必要があるため、課題の提出とその講評は2週間に1回程度とし、その間に質問がある場合には、担当教員と個別面談をするのが標準的な方法」だという(自己評価書3頁)。修了生の声でも、この法文書作成指導は高く評価されている(法科大学院ガイド vol.2、vol.4)。ただし、この種の授業は、時とすると劣悪な受験技術伝授と化す危険があるが、参考資料として供された教材を見る限り、そのようなものではなく、修了生の声も受験技術ということではなく法的思考力と書く力の涵養という点での評価であった。見学した学生自習室でも、学生の書棚に置かれている書籍は、判例百選もの、過去問ものはあるが、司法試験受験予備校のものは見当たらず、かえって、江頭憲治郎『株式会社法』、高橋宏志『重点講義民事訴訟法 上下』のような大部の体系書も置かれており、学生が受験技術に偏していないことが窺われる。「法文書作成指導」は、今後も、本法科大学院の特色として維持していくことを期待したい。なお、シラバスの点であるが、教授によって内容・方法に多少の差異があるようであるにもかかわらず、複数教員による法文書作成指導のシラバスはほぼ同一内容であった。ただし、これはシラバスの表現上の工夫の問題である。

学生との面談によると、本法科大学院の授業は、考えさせるものだという。反対説ではどうなるかという質問もなされるという。面談した学生の言によると、司法試験受験予備校では理窟を論じないのと全く異なるという。しかし、考えさせる丁寧な授業では当該科目の全領域をカバーできないのではないかと外部評価委員から質問すると、少し困った顔

をした後、春休みに基本書を読んで補うし、TKCの基礎力確認テストもあり、先輩弁護士による指導ゼミもあるということであった。これは、首肯することができる。

先輩弁護士による指導ゼミは、他の法科大学院でも実施されているが、本法科大学院ではこれが学生の自習活動の中で大きなウェートを占めているようである。教員には聞きにくいことも、先輩弁護士には聞きやすいという効用もあろう。他面、本法科大学院では、学生だけの自主的な勉強会活動は盛んでないようである。先輩弁護士の指導ゼミが、学生同士の自主的な勉強会に代替しているということであろう。総じて、少人数教育の利点が活きるためか、学生は教員・先輩弁護士との縦の関係が強く、学生同士の横のつながりは強くないように見受けられた。

参観した稲田教授の民事訴訟法入門2は、学生にペーパー提出を課し（授業前10分テスト）、それに口頭で個別にコメントをすることから授業を始めていた。パワーポイントも、よく準備されていた。まさに丁寧な教育を実践していると思われた。橋本教授の労働法ゼミは、判例を第1審から読む本格的な分析であった。ただし、3名の学生のうち1名の判例教材はマーカーで埋まっていたが、1名の学生のは真っ白であり、最後の1名のは赤のアンダーラインが少しある程度であった。学生の学習意欲には濃淡があるということであろう。

学生との面談で、ある学生は、本法科大学院には成績が本当によい者は少ないと語っていた。それが、学生の自己認識であるとするれば、いささか退嬰的である。面談した学生全体が醸し出す雰囲気も、覇気に欠けると評価される面がある。丁寧な少人数教育が、おっとりとした学生を生み出しているということであろうか。弁護士事務所への就職のプレッシャーも他の法科大学院の学生は強く感じているが、本法科大学院で面談した学生は、その種のプレッシャーを意識したことはないという。野趣に満ちた学生を見慣れている私としては、どう評価してよいか迷うところがある。なお、本法科大学院には、学生の自発的な研究成果であるリサーチペーパーに単位を与える制度はない。自己評価書には記載がないが、オフィスアワーの制度はあるものの、利用は活発でないようである。しかし、これは、教員・先輩弁護士との縦の関係が強く、わざわざオフィスアワー制度を利用するまでもなく質問等を行うことができることによるようである。

学生との面談によると、予習と復習の割合は、5.5対4.5、9対1という学生がいる一方、2対8という学生もいた。法科大学院教育は予習を中心とするとされているけれども、予習に時間をかけるのは、予習内容が間違っていることもあり効率的でなく、復習に力を入れた方がよいのだという。これは、他の法科大学院の学生にも見られる授業態度である。また、かつては、判例はサイテーションを言えば、学生が自主的に探し出してコピーしてきたものであるが、現在では、学生は何もしないので、教員の方が判例をコピーした副教材を作り、しかも判旨の重要部分には教員がアンダーラインを付すということであった。これでは、授業で教えられた法情報検索の力が身に付かず、足腰の弱い法律家となってしまいうであろう。学生の学習能力の低下は、他の法科大学院でも見られ、また法学系にかぎ

らず工学系、文学系等々でも見られる現象である。特効薬があるわけではなく、本法科大学も地道に対応策を考えて行かなければならない普遍的な課題であろう。

ファカルティ・ディベロップメント (FD)は、自己評価書 10 頁によると、多様な入試業務に時間を取られて十分ではないとのことである。やむを得ないところであろう。もっとも、教員も少人数であるので、特に努力しなくとも意思疎通に問題は生じないとも言える。

### 第 3 章 成績評価及び修了認定

教員が採点した答案を学生に返却しているという (自己評価書 12 頁)。学生との面談によると、たとえば、ここの当てはめには違和感がある等の教員による朱のコメントが入っているという。まさに丁寧な教育である。しかし、面談した学生によると、そのコメントを元に学生が教師に質問をしていき理解を深めるということはないようである。折角のコメントが、十分に活かされているとは言い難いところがある。

試験の講評会は、法律基本科目の全科目で行なわれているのではないようである。すなわち、講評会をしていない教員もいる。それぞれ事情はあろうが、講評会を行ない、学習のサイクルを高めていくべきであろう。もっとも、講評会という形式にこだわる必要はなく、講評自体は適宜の形式で実施されているのかもしれない。

成績評価が厳しい先生はいない、というのが学生との面談での答えであった。本法科大学院内部で甘い評価をして見かけ上成績が優秀でも、他流試合で通用しないのでは意味が少ない。ただし、面談した学生の主観的評価であることにも留意する必要がある。

進級認定、修了認定は、自己評価書 15 頁〔別表 1〕を見ても、厳格に行なわれている。退学者の多い年もある。進級要件が厳しかった時代に、進級できなかった学生が退学していったこともあるということである。もっとも、退学者の中には、他の法科大学院に入学したため退学したという例もあったそうであり、学生の行動としては不可解というべきであろう。司法試験の予備試験合格による退学者がいるとの声はない。

成績評価に当たって「責任感・倫理観を身につけているか否かを厳格に評価することが当然の前提」とあるのは (自己評価書 16 頁)、注目すべきところである。ただし、責任感・倫理観の厳格な評価は、欠席、ペーパー不提出を考慮することを意味するようである。なお、法曹倫理の授業ではなく法律基本科目の授業の中でも、法曹としての心構え、気遣いに教員が言及することは可能であるが、学生との面談によると、その種の言及はなされていないようである。先輩弁護士による指導ゼミでも、なされていないという。もっとも、学生が感知できていないだけかもしれない。

学外で行なわれる模擬試験への受験料の補助 (自己評価書 18 頁) とは、1 年生には日弁連法務研究財団・商事法務研究会の法学検定試験ベーシックコース、2 年生には同スタンダードコースを受験させ、3 年生にはTKCの模擬試験を受けさせ受験料を補助しているとのことである。受験技術に偏したものではなく、学生も他流試合を経験することができ肯定的に評価できる試みである。また、1 年次修了時に、司法試験・予備試験の択一試験

の過去問題をセレクトした試験を実施しているという。先輩弁護士による指導ゼミでも、本法科大学院の期末試験を基にしたガイドブックによっているという。いずれも（1 年次修了時のものには異見もあろうが）、受験技術に偏したのではなく、法科大学院制度の理想に配慮する姿勢が窺われ私としては好感を持つ。

司法試験については、本法科大学院の修了生は短答式の合格率は高いが、論文式の合格率は高くはないという傾向がある。ともに、その理由はよく分かっていないと面談した教員は言う。前者は、おそらく、基本概念の把握、条文・判例の学習がきちんと行なわれているからであろう。後者は、法文書作成指導等々の丁寧な教育にもかかわらず、「法的思考力を鍛え、書く力、話す力を身につける」ことができていない学生が一定程度いることによるのであろう。しかし、前述のように、本法科大学院では丁寧な教育が施されており、司法試験の合格率だけで本法科大学院を評価するのは誤りであろう。

司法試験に合格しなかった修了生を法務研究所で受け止める制度（自己評価書 18 頁）も、法科大学院のアフターケアとして特筆することができる。また、司法試験に合格しなかった修了生に対して、法曹以外の途に進む情報提供に力を入れ始めたということであるが、これも教育機関のあり方として高く評価することができる。

#### 第 4 章 入学者選抜

「責任感が厚いか、バランスのよい能力を持っているか、円満な人格かといった面を実際の選抜において考慮」（自己評価書 30 頁）するというのは注目すべき試みであるが、実際には、A4 で 2 枚程度の書面審査を綿密に実施していることを指すという。書面審査によって適格者を選別することは容易ではないが、適格でない者を抽出することは可能であろう。

法学未修者は、実際には法学部法律学科の卒業生がほとんどだという。他の法科大学院でも同様であり、本法科大学院だけの問題ではない。もっとも、法学部法律学科の卒業生の法学未修者コースでの応募を制限する法科大学院もあるようであるが、本法科大学院ではそれは考えていないという。法学未修者と法学既修者との併願を認めるというのが当面の対応策（自己評価書 22 頁）だということであるが、これも 1 つの考え方であろう。

入学者選抜は、入試の機会を大幅に増やすという工夫を行なっている（自己評価書 22 頁）。他の法科大学院でも試みられているそうであり、教員の負担を増加させるが現状ではやむを得ないと言わざるを得ない。法科大学院あるいは法律家を志す学生が全国的に減少している時代にあつて、有効な対応策があるわけではなく本法科大学院も苦悩の途を歩むことになる。法科大学院制度全体にとって、残念だと言うしかないところである。

#### 第 5 章 学生の支援体制

授業料免除・奨学金等は整備されており、評価することができる。

学生の悩みへの対応として、カウンセラー 3 名が常駐している（自己評価書 27 頁）こと

は、丁寧な対応として特筆することができる。緑の多いキャンパス全体の雰囲気も、学生への癒やしとなっているであろう。

## 第6章 教員組織

一流の研究者、一流の実務家で教員が構成されていることが、本法科大学院の特色であることは前述した。これだけの教授陣を擁している法科大学院は、例が少ないであろう。

教員への補助として、3名の副手が配属されていること（自己評価書 31 頁）も、特筆することができる。これだけの手当のできる法科大学院は多くはないと思われる。

## 第7章 管理運営

教員も少人数であるから、意思疎通よく、法科大学院の運営は行なわれているものと推測する。自己評価書でも、特段の問題は、教員の負担の他は、指摘されていない。

ただし、事務職員 3 名というのは(自己評価書 35 頁)、いささか問題であろう。少なすぎはしないであろうか。これでは、昨今文部科学省等から勸奨されるスタッフ・ディベロップメント (SD) の実施は、困難であろう。もっとも、事務職員の体制は、大学によって異なるので、軽々な判断をすべきことではない。本部に職員を集中させる大学もある。

## 第8章 施設、設備及び図書館

学生に対する施設、設備は、他の法科大学院には中々見られない充実振りを示している。自習室には各学生の固定席があり、その固定席も面積が広く、さらに別棟の図書館内のスペースも学生は使うことができる。ロッカーも各学生に個別に貸与されている。

図書館の図書も充実している。教員による指定書も、見学したが、通り一遍ものではなく実質がある。図書館の見学では、和雑誌に着目したが、各大学の紀要も網羅されており、教員の研究面からも良好な環境だということができる。

なお、学生の教育棟と図書館は別の建物であるが、しかし、至近距離にあり、不便を強いるとは思われない。

## 第9章 社会への対応

一流の研究者、一流の実務家で構成されているので、社会貢献活動は充実している。

法律事務所へのエクスターンシップも始められ、法律事務所の協力を得られているとのことであるが（自己評価書 41 頁）、今後も持続することを期待する。

以上、多少批判めいたことも述べたが、結論としては、私は、本法科大学院は司法制度改革審議会が法科大学院制度を創設した意味を深く理解し、その趣旨に則って適切に運営されていると評価する。

## 外部評価報告書

外部評価委員 白木 勇  
元最高裁判所判事

### 第1 はじめに

#### 1 評価の基礎資料

この評価報告は、あらかじめ「学習院大学ガイド」vol1から7（内容は授業・教員紹介など）、「2016年度法科大学院履修要覧・法科大学院シラバス」、「2011年度外部評価報告書」、「2015年度学習院法科大学院自己評価書」の送付を受けて閲読、検討した上、2016年10月24日に、授業参観、施設見学、教員や学生との面談及び質疑応答を行い、それらを基礎資料として作成したものである。

#### 2 総合評価

本院は、適切な教育理念及び目的の下に、充実した教授陣を揃え、学生にとっては極めて恵まれた施設、設備の中で、小規模校の特徴を十分に活かして、国民のための司法の担い手として活躍することのできる法曹の養成に尽力しており、その姿勢は大いに評価されてよい。

しかしながら、毎年の司法試験の合格者数及び合格率は、教育の充実度に比して必ずしも満足できるレベルに達していないように思われる。その要因として、外的には司法試験合格者数が当初の目標どおりに達成されていない点、法科大学院数が多すぎるのではないかという点などがあるが、これらは各法科大学院に共通するところであり、本院としては、独自の施策として、学生に法曹として必要な資質を磨かせ、その結果司法試験の合格者数及び合格率を高め、ひいては入学者選抜において優秀な人材を多数確保すべくさらなる工夫をこらすことを期待したい。

### 第2 個別事項の評価

#### 1 本法科大学院の理念及び目的

・本院は、2004年の開設以来、国民のための司法の担い手として活躍することのできる法曹の養成を目的とし、社会に貢献しようという志と責任感を育み、法曹として必要な資質を磨くことを教育の最重要目標としてきた。本院のこの理念及び目的は大変適切であって問題はない。また、学生に対しては、法科大学院が法曹養成のための高度な法学専門教育を施す場であり、決して新司法試験に合格するための技術を身につけさせるような場ではないことを、繰り返し機会を捉えて周知徹底しているという点もまことに適切な指

導であるといえよう。

・問題は、人材の養成という観点からみた場合に、この理念及び目的が十分に達成されているかという点である。本院の2015年度の司法試験合格者は、受験者111名中13名で、合格者数は74校中27位であるが、合格率は11.7%で37位であった。この合格率は、近年では全国平均の半分をわずかに上回る程度にとどまっており、改善が期待される。自己評価書においても、この結果は決して満足すべきものではない、としている。「司法試験は、自分の頭で事案を整理し、問題点を発見し、合理的で妥当な解決を導き出し、結論と根拠を的確に表現する能力を身につけているかどうかを試すものである」という本院の認識は極めて見識に富み、的を射たものであり、法科大学院が、学生に対して司法試験に合格するための技術、すなわち受験テクニックを身につけさせる場であってはならないことは自己評価書にいうとおりであって、学生自らの頭で事案を整理し、問題点を発見し、合理的で妥当な解決を導き出し、結論と根拠を的確に表現する能力を身につけさせることは、まさに法科大学院にふさわしい重要な教育目標といつてよいであろう。

・ところで、法律実務家にとって何よりも大切なことは、個々の事案（生の事実）に直面した際に、まずもってどこに問題があるのかを見抜く力を身につけることであろう。問題の所在に気づきさえすれば、それに関連する文献、判例を調査することは実務家にとってさほど困難なことではないが、問題点に気付かない限り、事案にとって適切妥当な解決策を導くことなどはおぼつかないであろう。自分の頭で問題に気付く力の源は法的なセンス、すなわちピンとくる法律家としてのセンスであり、それを養うためには、法律基本科目を中心に豊富な知識を獲得し、いつでも取り出せるように頭の中の引き出しに整理して入れておく以外にないといつても過言ではない。その意味で、法科大学院における勉強は、法学既修者、未修者を問わず、かなりの部分暗記力が必要とされるのであって、暗記の必要性を軽視するのは正しくない。このことと、法科大学院は司法試験に合格するための技術を身につけさせるような場ではないということとは全く矛盾するものではない。学生にはこの点の自覚を十分持たせて日々の学習、ことに自習に集中させることが法曹として必要な資質を磨かせ、ひいては司法試験の合格率を高め、さらには入学者選抜について優秀な入学者を確保する方策にもつながるといってよいであろう。

本院が、法学未修者第1年次における法律基本科目の教育が十分な効果を挙げているかには疑問があり、また、法学既修者コースに入学してくる学生の中には、憲法、民法、刑法以外の法律基本科目の理解が必ずしも十分でない者が目立つようになったとして、2014年に、第2年次及び第3年次についてこれまでよりも多くの法律基本科目に力を入れた教育課程に変更したことは、如上の意味で極めて適切なものであったといえよう。その結果、本院の2016年度の司法試験合格者は、受験者106名中14名で、合格者数は全法科大学院中23位、合格率は13.21%で同25位とある程度改善されており、教育課程の重点の置き方の変更がさっそく成果を挙げはじめたとみることができる。引き続きこの方針を維持されることが期待される。

## 2 教育の内容及び方法

・本院は、1学年の定員が30名（法学既修者24名、未修者6名）であり、2015年度の入学者は、19名（既修者13名、未修者6名）であるため、いずれの科目も20名程度以下の少人数クラスで授業を行っている。

そのうち、法律実務基礎科目である「法文書作成指導」は、法曹に必要とされる契約書、遺言書、法律意見書、調査報告書、訴状、準備書面、起訴状等の法文書作成の基本的技能を身につけることを目的とするものであり、このような法文書作成のためには判例及び文献を調査した上、それを読み込む必要があるため、課題の提出とその講評は2週間に1回程度とし、その間に質問がある場合には、担当教員と個別面談をすることとしている。なお、「法文書作成指導」は、学習院大学法科大学院履修規程によれば、以前は「起案等指導」と称していたが、その名称が司法試験向けの「答案練習」と誤解を招くおそれがあるなどの理由で、平成27年度から「法文書作成指導」に名称変更をしたという。

「法文書作成指導」は、学生に課題を与え、学生自身に必要と考える判例及び文献を調査させた上、合理的で妥当な解決策を考えさせ、結論とその根拠を的確に文章表現する能力を身につけさせようとするもので、従来の司法研修所における司法修習生に向けた教育を思わせ、まさに法科大学院にふさわしい教育といえよう。実績のある教授陣の下、徹底した少人数教育を行う小規模校にしてはじめて実現可能なものであり、すでに2011年度の外部評価書において各評価委員から一致して極めて高い評価を得たものであり、引き続き充実したものとすることが期待される。

・法律基本科目のひとつである民事訴訟法、刑事訴訟法についていえば、訴訟法は、すぐれて実践的、実務的な法律であるため、いわゆる教科書によって理論を学ぶ際、一見取っ付きにくく、なかなか本当のところは理解し難いきらいがある。司法研修所では、民事、刑事の模擬訴訟記録と、その記録に記載されている事項の訴訟法的な意味を説明した教材を修習生に与えて、訴訟法の理解の一助としている。これは、民事訴訟、刑事訴訟の手続の進行のあり方とその意味、各手続が訴訟法に極めて忠実に行われていることを理解させる上で有益な教材である。本院でもこういった教材を作成して、学生が法律基本科目のひとつである民事訴訟法、刑事訴訟法を理解することの一助とすることは考えられないであろうか。これに類似する科目として、民事、刑事の各模擬裁判があるが、シラバスによれば、これらはいずれも3年次に履修することとされているようであり、かつ、模擬裁判においては、教科書あるいは参考文献として、上記の司法研修所作成の教材が挙げられているようであるが、その教材自体は学生にはやや詳細、難解に過ぎるように思われるので、もっと早い段階で、訴訟法の手続の概要が容易に理解できる教材があればよいのではないかと思う。

・学生には、教授引率の下、裁判所を訪問して、親しく裁判官の話聞く機会を設けるなどすることが、勉学のモチベーションを高める上で効果的ではないかとも考える。裁判所も多忙ではあるが、後輩となり得る法科大学院の学生のために多少の時間を割くことは

やぶさかではないと思われる。

・2004年の開設以来、学期ごとの試験前に、質問事項を設定した授業評価アンケートを実施し、学生の授業内容に対する評価や感想、学習態度などを把握している。アンケート用紙には自由記載欄も設けられている。このようにして講義等に対する学生の率直な評価や希望意見を知ることは、教員にとっても教育に対する必要な改善を施す上で大きな意義のあることであると考えられる。

### 3 成績評価及び修了認定

・本院の成績評価については、設立当初においてすでに、当該年次に配当される必修科目のうちいずれかの科目の単位を修得していないときは、次の年次に進級することができず、次年度において改めてすべての科目について単位を修得すべきものとされており、大変厳格なものであった。もっとも、必修科目について単位の修得ができなかった場合についての再試験制度が認められていた。このように厳格な進級要件を課すことには、学生が目先の成績評価を気にしすぎる面があったため、近年はやや緩和の方向で変更されており、標準修業年限修了率（進級割合）がやや上昇していて、妥当なものとなっているといえる。

・前記のとおり、本院の2015年度の司法試験合格者は、受験者111名中13名で、合格者数は74校中27位であるが、合格率は11.7パーセントで37位であった。この合格率は、近年では全国平均の半分をわずかに上回る程度にとどまっており、本院が修了認定をした学生の多くが司法試験に合格しないという状況はなお改善の必要があるとする自己評価書の記載はそのとおりであろう。そのため、希望する修了生については、卒業後の6か月間は法務研修生、その後は最長3年間法務研究生として、授業の聴講や自習室の利用を認める、また、学外で行われる模擬試験への受験料の補助をするなどしているが、他にとるべき施策はないか引き続き検討を進める必要がある。

さらに、必要な場合は、法曹以外の、本人にとってもっともふさわしい進路を選ぶように敢えて勧めることも、法科大学院の重要な役割のひとつであるとする点も正しい。

・また、司法試験に首尾よく合格しても、希望する弁護士事務所に就職することがなかなか困難であるという現実があり、法科大学院としても法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取組みが必要であるといった問題意識の下、本院においても、就職支援担当者を置くなどして、検討しているという。是非ともよい施策を考えていただきたいと思うが、この点は、ひとり法科大学院のみでは解決が困難な問題であると思われ、行政や弁護士会にも協力を求めて、地方自治体、企業の法務部その他の組織に働きかけて、法曹資格取得者の進路の開拓に尽力することを考慮すべきであろう。イギリスの法曹界（ここではソリシターを想定する）では、つとにその方針で活躍分野の開拓に努めているところであると聞く。

#### 4 入学者選抜

・2013年度までの本院の定員は、既修者コースが35名、未修者コースが15名であったが、2014年度から、定員を既修者コース24名、未修者コース6名に改めた。しかしながら、既修者コースの入学者については、その前後を通じて募集人員を大幅に下回る状況が続いており、事態は深刻な状況である。その原因は、全国的に志願者数が激減していること、志願者の多くが他の法科大学院と併願しているため歩留まり率が低下していることなどであり、一定の基準に達していない志願者を入学させることはできないことから、安易に合格者の増加を図ることができず、有効な改善策が見通せない状況である。

・入学者選抜について、他の法科大学院との競争が激化している中、優秀な入学者を確保することが重要であることはいまでもない。そのために、受けやすい入試制度、入学しやすい経済的支援策などを導入しているという。具体的には、入試の機会を2016年度入試からは、法学既修者コースの試験は5回、未修者コースのそれは6回と増やしたこと、入学者の経済的支援策を従来1年間の学費減免に加えて、2年間の学費減免、学習支援金へと拡充していることなどであり、本院が優秀な入学者を確保すべく努力を重ねていることは評価すべきである。

・しかし、優秀な学生を確保する最も効果的な方策は、何といたっても司法試験の合格者、合格率を増加させることにあるとあってよい。具体的には、上記の「本法科大学院の理念及び目的」並びに「教育の内容及び方法」に記載したとおりである。

#### 5 学生の支援体制

学生への経済的支援については前記4に記載したとおり支援体制が充実しており、また、就職支援については前記3に記載したとおり積極的に取り組んでいるところであり、特に指摘すべき点はない。

#### 6 教員組織

学生の入学定員数90名（1学年30名）に対して専任教員の定員数は16名であって不足はなく、その陣容も充実していることは本院の強みであろう。

#### 7 その他

施設・設備及び図書館については、専用施設として、学生自習室4室、演習室3室、模擬法廷教室、判例資料室、学生用ラウンジがある。

学生の自習室には、パーティションで1人ずつ仕切られた机と椅子を1席として、合計198席があり、午前7時から午後11時まで使用が可能である。席数は学生数に比して十分な余裕があり、また使用可能時間も最大限配慮されている。そのため、学生は、自席を確保していわば専用の個室の如くに使用している状況となっている。また、パソコンの利用できる自習席が16席あり、どのパソコンからも印刷枚数制限なしで4台のプリンタ

一を利用することができる。学生用図書室にはコピー機が2台あり、学生には1人500枚分、必要に応じて1000枚までのコピーカードが配布される。さらに、法務研究科学生1人に1個のロッカーが貸与される。以上のとおり、自習室、パソコンの利用など、施設、設備はまことに充実しており、必要な資料へのアクセスと利用環境も十分整っているといえる。この点は、学生にとって大変魅力のあるところであり、対外的にもっとアピールしてもよいのではないかと思われる。

## 外部評価報告書

外部評価委員 小林俊夫  
弁護士（長島・大野・常松法律事務所）

### I 評価の資料

今回の評価に当たっては、(1) 事前配布にかかる2015（平成27）年度学習院大学法科大学院自己評価書（以下「自己評価書」）、平成28年度（2016年度）法科大学院履修要覧法科大学院シラバス、外部評価報告書（2011年度実施分）、法科大学院ガイド、その他本院より受領した資料を検討した。また、(2) 2016年10月24日における訪問評価期日において、教員との意見交換（約1時間）、学生との面談（約40分）、講義の傍聴（民事訴訟法及び労働法）、また施設の見学（法経図書センター・模擬法廷教室等）を実施し、その機会に質疑応答等により意見を聴取し、情報を収集した。

そしてこれらの結果を総合的に考慮してこの評価を行った。なお、本外部評価報告書はあくまでも当職が個人として行った評価のための調査に基づくものであり、ここに述べられている意見は、当職が所属する法律事務所とはなんら関係がないことを付言する。

### II 結論

本院は、恵まれた教育環境のもと、教員・学生が少人数教育の利点を生かし、法科大学院設立の目的に従い真摯に教育・学習に取り組んでいる。但し学生の司法試験合格率については、後述のように、ややもの足らなさを感じる。

### III 理由

以下、自己評価書に示された9つの項目毎に論ずる。

#### 本院の理念及び目的

本院は、自己評価書によれば、国民のための司法の担い手として活躍することのできる法曹の養成を目的としてきており、社会生活上の医師としての法曹を育成すること、法に基づき公正かつ合理的に紛争を解決することのできる法曹の養成を重視し、市民生活の場から国際ビジネスの最前線にいたるまで、多様な形で生起する法律問題に適切に対処することができるよう、人権感覚、国際的視野のほか、高度な専門的知識を備え、実務を適確にこなすことのできる能力を身につけた法曹の養成を目的としている。それらの見地から、

社会に貢献しようという志と責任感を育み、法曹として必要な資質を磨くことを教育上の最重要目標としてきている。

これらの目的には異存はなく、高く評価したい。

また理念・目的の適切性の現状分析、目的の点検・評価や改善の方策についても、特に異論はない。さらに理念・目的の周知徹底に関する記述についても特段コメントはない。

しかしながら、「人材養成という観点からみた理念・目的の達成状況について」の部分については、現状分析において指摘されているように、本院卒業生の司法試験合格率の低迷という解決すべき課題がある。

法科大学院一般について合格率の低迷の原因としてよく言われていることは、当初の法科大学院の定員が司法試験合格者の想定数より大幅に多く設定されていたために、合格率が当初の想定より低くなったこと、また、司法試験の合格者数が当初の予定数（3,000名）を大幅に下回り、かつ近年むしろさらに減少していること、予備試験に優秀な人材が流れ、法科大学院がその影響を受けていること、などである。これらについては制度の問題であり、本院はじめ個々の法科大学院としては直接の対応は難しい。

しかしながら、本院の司法試験合格率は法科大学院一般のそれを下回っており、特に最近の合格率は平均より相当程度下となっている。

この原因については今回の資料や訪問・面談によっては必ずしも明確にならなかった。今回実際に接した学生諸君は皆真摯に勉学に励んでおり、そのことを疑うものでは毛頭ないが、学生から、司法試験をハングリー・スポーツ的なものと捉えている雰囲気あまり感じられなかった。言い換えれば、闘争心、あるいは俗な表現をすれば良い意味での「ギラギラした」ところが伝わってこなかったのは事実である。もちろん評価者が接したのは学生のほんの一部、それもごく短時間であったので、このように言うのは一斑を見て全豹を評するものであるとの誇りは免れないことは承知している。このような闘争心の有無・程度が司法試験の合格率にどれほど影響しているか、それを数値的に示すことができないことは明らかである。が、なんらかの影響があるのではないかというのは、他法科大学院の学生との比較（その機会ももちろん限られたものでしかないが。）において言えることであると思う。幸い本院は後述のように少人数教育が実施できるという大きな利点があるのであるから、この点についても教官からのマンツーマンの指導の中でそのような闘争的なマインドセットの醸成を助けることも十分に可能であろう。

## 教育の内容及び方法

教育の内容及び方法について、特段大きな問題は感じなかった。ただやはり、学生がもっとも関心を有すると考えられる授業と司法試験との関わりで若干意見を述べたい。法科

大学院の制度が発足するまでに、それまでの法学部と旧司法試験との関係の問題点が議論されたと承知している。すなわち、旧司法試験の時代は、旧司法試験というものは少なくとも受験生の認識としては、法学部の授業内容とは関係なく実施され、それに合格するには独特のテクニックを要し、そのテクニックはいわゆる受験予備校に通うことによって身につけるといった考えがあった。そして実際に多くの司法試験受験生が受験予備校に通学していた。その結果法学部の授業が軽視され、受験生の中には如何に法学部の授業を要領よく処理して単位を取得し、受験予備校の教育に集中するかを考えた者が少なからず存在した。いわゆるダブルスクールの問題である。法科大学院の設置はこのダブルスクールの弊害を解消し、ロースクールの授業を真面目に受けていれば相当程度の高い確率で司法試験に合格する制度となるものと期待された。現在、法科大学院制度によって実際にダブルスクールの解消が実現できているかどうかには議論があるだろうが、旧司法試験の時代から比べると相当改善したことは恐らくあまり異論がないであろう。それでは法科大学院の授業に専念していれば司法試験のことは心配しなくて良いかと法科大学院の学生が思っているかと言うと、必ずしもそうではない。そのように安心していただけるかどうかは、法科大学院の授業内容と司法試験の問題の傾向とが基本的に一致しているかどうかによるが、一致しているという確信が持てる授業内容となっていない法科大学院の講義も世上少なからず存在するようである。本院のカリキュラムについて具体的に司法試験の傾向との合致度を検証することは、もちろん外部評価委員の手に余ることである。しかし今回の評価訪問の際の学生との面談では、特に司法試験の傾向と法科大学院の授業内容との不一致について意見は出なかった。むしろ法科大学院の授業は予備校のそれと比べて、法律を深く理解することができるというコメントがあった。

この問題は、法科大学院が司法試験の予備校化する危険性の問題と関連し、微妙なところがある。自己評価書においても、「法科大学院が法曹養成の為の高度な法学専門教育を施す場であり、決して新司法試験に合格するための技術を身につけさせるような場ではない」と述べられているが、司法試験の受験技術を教えるのではなく、法科大学院の授業を真面目に受けてさえいれば結果として大体合格すると期待されることが重要と思われる。それには、法科大学院での勉学の成果を正確に判断するような司法試験の問題が作成されるシステムが存在することが欠くべからざる前提となる。そのようなシステムが構築できるかは法科大学院にとってはコントロールできない事項であるが、仮に法科大学院の授業と司法試験の内容の乖離が存在するとすれば、以前ほどではないがダブルスクールの問題が生じ、また予備試験への学部生のみならず法科大学院生の傾斜を止めることは難しくなるであろう。

その意味で、司法試験のことを全く意識せずに法科大学院の授業を行うことは法科大学院の設置目的からしても不可能であるし、司法試験の出題者の側でも、法科大学院の授業

内容を全く無視して問題作成を行うことは同じく不可能なはずである。法科大学院の授業内容と司法試験の問題とは、つねに整合性がチェックされるべきである。

一般論はさておき、本院の授業のうち、「法文書作成指導」は、法科大学院の授業を真面目に受けてさえいれば司法試験に合格するという法科大学院制度の当初の理想を実現するものとしてこれを見るならば、これを積極的に捉えることができるであろう。もとより、将来の出題傾向などを先取りして予想問題を作成して指導するなどのことはあってはならないことであるが、法文書作成指導のサンプルを見る限り、このような教材を、司法試験ということを一且離れて、真摯に学習するならば、法律実務家としての絶対的な能力は向上するものと考えられる。特に本院のような少人数教育であれば、その教育効果は大きいと考えられる。あとは、司法試験の出題者側の問題である。

本院の特徴として、少人数教育というのが挙げられている。この点は大いに強調すべきであろう。法科大学院において少人数教育を行うことのメリットの一つとして、ソクラティック・メソッドを実施しやすいということが考えられる。法科大学院のモデルとなった米国のロースクールでも、その特徴として言われる「ソクラティック・メソッド」というのは、少なくとも大手のロースクールでは極論すれば名ばかりである。特に、契約法・憲法等の基礎科目では、百人レベルの学生を相手にソクラティック・メソッドを万遍なく実施することは不可能であり、一部の学生と教師が議論をして、あまり道筋が見えないまま授業が進行していくのが多い。(ソクラティック・メソッドとはもともと結論をだすことを目的としているのではないとはされてはいるが。)その点、本院は真のソクラティック・メソッドを実践することが可能な環境が整っていると言える。

#### 成績評価及び終了認定

この項目については特段のコメントはない。ただ、自己評価書に述べられているような、司法試験合格者の就職難は、実際はかなり深刻であり、形式的に就職したような形になっていても、実質的には弁護士業としての収入が生計をまかなうにはほど遠いケースや、企業内弁護士として採用された形であっても、実際は一般社員と異なる処遇で、かつ法律事務にタッチしない職種に配置されているケースなどもある。訪問調査の時の面談では、本院の合格者は就職先についてはそれほど悲観的ではないとのことであったが、本院においても就職支援担当者を置いて検討をしており、幾つかの取り組みを行っているとのことであるので、その成果に期待するところである。

また、同じく自己評価書に述べられている、法務博士の学位を取得したが司法試験に合格しなかった者あるいは入学当初の進路を変更し司法試験を受験しなかった者については、

今後司法試験合格者の人数の減少が想定されているところでもあり、実態の把握が容易でないことは理解できるものの、ある程度の情報は取得しておくのが望ましい。もとより、そのような者について法科大学院として就職の手助けができるか、またそもそもそのようなことをすべきかどうかという問題はありますが、法科大学院での学習に費やした年月は若年の学生のキャリア形成にとって相当なリスクを伴うものである以上、単純な自己責任論で片付けていいものかはやや躊躇を覚える。

## 入学者選抜

この項目については特にコメントはない。優秀な学生を確保するための方策に取り組んでいる本院の姿勢は評価できる。入学許可者と実際の入学者の差異、いわゆる「歩留まり」については、優秀な学生を確保すべくそれらの者に本院がどのような働きかけをしているかの詳細は分からないが、米国での大学入学許可者への働きかけのように、個別の入学許可者に連絡・面談等を繰り返し、本院の優れた点（特に少人数教育）をアピールし、いわば手作りの採用プロセスを行うのも検討に値するのではないか。その際に奨学金・学費減免なども話されることになると思われる。（これについてはすでに実行されているようであるが。）マンパワーの問題もあり、米国と日本の国情の違いもあるが、法科大学院とその学生との関係がよりパーソナルな次元で緊密になることにより、入学後も良い効果が期待できるのではないかと考えられる。

## 学生への支援体制

この項目について大きなコメントはない。就職指導については、前述のように司法修習終了者の就職が厳しい状況で、できるだけきめ細かい指導をすることが望ましい。自己評価書にも指摘してあるように、例えば、エクスターンシップの機会の提供は就職機会の増大という面のみならず、学生が自己の適性を見いだすのにはまたとない機会となる。しかしながら本院に限らず日本の法科大学院全般について恐らく言えることと思われるが、エクスターンシップの規模と期間が米国と比べると相当小規模で、本来の目的を果たす前にエクスターンシップの期間が終了してしまうのではないかと危惧される。また、法曹以外の選択肢についての進路選択の指導であるが、厳格な入学銓衡を実施したとしても、残念ながら一定の割合で法曹不適格者が生じてくるのは、本院に限らず法科大学院一般に生じることのようである。もとより、最初から法曹適格者かどうかは分かることではなく、また教育によりある程度の不適格性は矯正が可能ではあるが、本人が別の職業を選択することが本人にとってもまた社会のためにも遥かに良い結果を生ずるような場合は、躊躇なく法曹以外のキャリアの選択を指導すべきであろう。本院が民間企業等への就職を含めた情報提供を行っていることはその意味で評価できる。

## 教員組織

教員陣は研究者・実務家教員とも優れた人員を配置して、体制は整備されていると思われる。教員の研究環境についても、TA制度の不存在等いくつかの問題点は自己評価書で指摘されているものの、総じて改善すべきものは改善の方向にあり、ここで特段指摘すべきものはない。

## 管理運営

管理運営については、自己評価書に示されたところに特段のコメントはない。

## 8. 施設・設備及び図書館

実地調査の印象は、大変恵まれた施設・設備及び図書館を有しているというものである。少人数の学生のための施設等であったが、学生数の減少により学生一人当たりの設備にさらに余裕が生じ、羨むべき学習環境となっている。あまりにも快適な環境なので、却って学生の闘争精神にマイナスの影響を与えるのではないかという感じさえするが、これは全く本人の心がけの問題であろう。志の高い学生にとっては誠に素晴らしい勉学環境であると思われる。

## 9. 社会への対応

これについても特段のコメントはなく、十分な対応が行われていると思われる。法律事務所との教育研究上の連携は司法試験合格者の就職先の確保の面からも極めて重要であり、さらにより一層その規模を拡大すべきである。前述のように現在の一般のエクスターンシップは学生と法律事務所の単なる顔合わせと大差がなく、本来の機能を果たしているとは言えないものである。その結果学生側が法律事務所の実務、とりわけ当該の法律事務所の中心的な実務の傾向を理解せず事務所に入り、すぐに自分の抱いていた法律事務所のイメージとのギャップに悩み早々と退職するということが少なからず起こっている。一般民事中心の法律事務所であれば司法修習の弁護修習の過程である程度分かるとも言えるが、企業法を中心とした特に大手の法律事務所の実務は、一般に考えられている法律事務所のそれとの乖離が大きく、この点はエクスターンシップの充実で、ある程度カバーできるのではないと思われる。企業との連携に関しては、卒業生や中退者の受け皿としての重要性は大きく、自己評価書によれば企業との連携は現在十分な水準で行われているとのことであるが、さらに一層これを充実させていくのが望ましい。そしてできれば、卒業生や中退

者の受け皿（もちろん司法試験合格者の就職先としても）の拡充・確保にそれがつながることを期待したい。

以 上

## 外部評価を受けて

外部評価委員の方々からいただいた貴重なご意見を受けて、ご指摘に沿った改善が実現できた事項、引き続き改善に努める事項、そして改善に努めようと歩みだした事項を記すことによって、あとがきに代えさせていただきたい。

### A. 外部評価委員のご指摘に沿った改善が実現できた事項

#### 1. 試験講評実施の徹底

自己評価書に「試験後の9月、2月、3月に講評の機会を設け、そこで試験の出題趣旨を解説し、優秀答案などを用いて、受講者全体に対する問題の解題、説明もしている。」と記したところであるが(第3章(1)(a))、高橋宏志委員から、試験講評会が全科目で行われているのではないようであるとの指摘をいただいた。ご指摘を受けて、改めて教員にアンケート調査を行ったところ、必ずしも試験講評が徹底されていないことが判明し、2016年11月8日の教授会にて、「特定の形式は定めず、夏季および春季プログラムないしは次学期の授業などで説明をもつ方式、または、添削を行った上で解説書を配布する方式」で実施することについて確認がなされた。

#### 2. 学生同士での自主勉強会開催の促進

また、本研究科では学生同士の自主的な勉強会が盛んではないようであるとの指摘を高橋委員からいただいた。改めてこの点について学生に聞き取り調査をとったところ、ご指摘の通り以前ほど開催されていないことが判明した。そこで、授業等を通じて、学生同士の自主勉強会が持つ意義を、繰り返し機会をとらえて周知することについて教授会で確認がなされた(2016年11月8日教授会)。

#### 3. 学生の意識改革

本研究科が掲げる丁寧な少人数教育は広く学生にも周知されており、外部評価委員の方々から高い評価を頂くことができた。しかし、それが同時に「おっとりとした学生」を生み出している可能性について高橋委員から指摘いただき、また白木勇委員と小林俊夫委員からも学生の「闘争心の欠如」について注意を促していただいた。さらに、弁護士事務所への就職が難しくなっていることについて学生が十分に認識していない可能性が、委員の方々から指摘された。

本研究科が、平成28年度司法試験合格者を対象に行ったアンケート結果においても、勉学の動機付けを求める旨の回答が複数あり、本研究科としても対処が必要な問題と認識している。

そこで平成28年11月29日に行われた第3回FD委員会において、外部評価委員のご指摘を踏まえながら、学生支援の具体的方策について検討した。小林委員からは、少人

数教育が実施できるという利点を生かし、「闘争的なマインドセットの醸成を助けることも十分に可能であろう」との助言をいただいたところであり、本研究科の長所やこれまでなされてきた既存の取り組みと合わせて、さらに自己点検を重ねていきたいと考えている。

## B. 引き続き改善に努める事項

### 1. 優秀な学生の確保

外部評価委員の方々からの総合評価で、本法科大学院の課題として、優秀な学生を集める点に課題があるという指摘をいただいた。本研究科もこの問題について、これまで継続的に対応策を講じてきており、入試説明会の多数開催、法科大学院ガイドの発刊、ウェブサイトでの説明強化、入試制度の多様化、入試の複数回実施、学生への経済的支援等、不断の努力を続けてきたが、ご指摘の通り、残念ながら優秀な学生の確保に成功しているとは言い難い状況にある。

この点で小林委員から、入学者選抜において、個別に入学許可者に連絡・面談等を繰り返すという採用プロセスをとることも検討に値するのではないかとアドバイスをいただいた。入学許可者に個別に働きかけることによって本研究科の良いところを具体的に伝えることのできる利点と、入試における透明性や公正性を確保するという要請とのバランスを検証しながら、入学者選抜方法のあり方について、今後も引き続き検討をしていきたい。

本研究科修了者の司法試験合格率は、近年では全国平均の半分をわずかに上回る程度にとどまっているところ、外部評価委員の方々から、この数値は教育の充実度に比して必ずしも満足できるレベルではなく、もの足りないものであるという評価をいただいている。

合格者と合格率を向上させることが、優秀な学生を確保する最も効果的な方策であるとの白木委員のご指摘は極めてもつともであり、優秀な学生を確保する即効的な方策に加え、粘り強く本研究科修了者の学力増進を図ることに、一層の努力をしてまいりたい。

### 2. 「法文書作成指導」による学力向上の取り組み

「法文書作成指導」については本研究科の注目すべき特色として、高い評価をいただくことができたが、外部評価委員との面談の際に、1クラス4人程度という現状の人数が少ないのではないかと疑問もお示しいただいた。適正規模についてはこれまでも教授会等で議論されてきたところであり、少人数編成のもたらす木目細かな教育というメリットと一定規模の下での競争がもたらす刺激といったメリットを比較考慮しながら、今後も引き続き検討を続けてまいりたい。

## C. 改善に向けて歩みだした事項

### 1. 責任感及び倫理観を育む教育

本法科大学院では、2004年の開設以来、「社会に貢献しようという志と責任感を育み、法曹として必要な資質を磨くこと」を教育上の最重要目標としてきており、それは入学者

選抜、成績評価、修了認定といった各段階において実現が目指されてきた。

具体的には、入学者選抜について書面審査を綿密に行っており、形式点のみならず実質点も設定して評価を実施していること、「ヘッドスタート・プログラム」や入学者ガイダンスにおいて、法曹として必要な責任感及び倫理観を強調し、これを育む重要性を説いていること、そして成績評価において、出欠の管理の徹底や遅刻についての厳格な取扱いをしていることなどがあげられる。

もともと、この目的が十分に学生に浸透しているとは言い難いとの指摘を、高橋委員にいただいたところであり、責任感・倫理観を育むことが本研究科における最重要教育目標であることについて、教授会で改めて確認することとした。

## 2. 広報

施設・設備及び図書館が充実していることや少人数教育については、委員の方々から高い評価をいただいた。今後、ホームページや広報誌を通じて本研究科の魅力をさらに広く伝えることができるよう、努めてまいりたい。

法科大学院教育に造詣の深い外部評価委員の方々には、今回の評価に当たり、貴重な時間を費やしていただき、多くの具体的な内容に富んだ評価報告書をまとめていただき、深く感謝している。本研究科の教育活動を改めて見つめ直し、改善をはかる大変良い機会となった。FD等を通じて、いただいたご意見を大切にしながら、法科大学院教育の質的向上を引き続き図っていく所存である。お忙しい中、貴重なご意見、刺激を与えてくださった委員の方々はこの場をお借りして、重ねて厚く御礼を申し上げる次第である。

法務研究科運営委員会